

# 川俣町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和4年3月1日発行 No. 29

【連絡先:川俣町役場 566-2111】

イベント等名	内容	開催日時	問い合わせ先	会場名
行政相談	中止	3月8日(火)	総務課文書広報係 内線 1104	川俣町役場
春日の宮の苗木市	中止	4月29日(金)、30日(土)	川俣町商工会 024-565-2377	春日神社

**非常事態宣言の期間が3月6日(日)に延長となりました。**

**今後も新型コロナウイルス感染症予防の徹底をお願いします。**

新型コロナウイルスワクチン接種の追加接種(3回目)について  
【問い合わせ先:保健福祉課健康増進係 内線2201】

## 【1 対象者】

追加接種(3回目)は、2回目接種を終了した日から6か月以上経過した方です。高齢者、基礎疾患のある方、64歳以下の方へ順次「接種券」を郵送しています。

対象年齢は18歳までとなります。

## 【2 接種案内・変更の希望】

追加接種(3回目)では「日時・場所・ワクチンの種類」を事前に指定して通知します。

通知文をご確認いただき、日程やワクチンの種類の変更を希望する場合、または、接種を希望しない場合は「コールセンター」にご連絡ください。

なお、日程やワクチンの種類の変更については、ワクチンの供給量等の条件により、ご希望どおりにできない場合がありますのでご承知おき願います。

コールセンター 024-597-6321 午前8時30分~午後5時(土日祝日を除く)

## 【3 接種回数・ワクチンの種類】

接種回数:1回(無料) ワクチンの種類:ファイザー社製、または、モデルナ社製

## 【4 接種の注意点・副作用】

接種に関する注意点や副作用、その他の事項について、詳しくは接種券に説明書を同封しますので、よくご確認ください。

## 【5 接種当日の持ち物】

(1) 予診票(追加接種用、接種券と一体型)

3回目の接種の予診票は、接種券が印刷されている一体型になります。

1回目・2回目接種の方も今までの予診票は使用できません。

(2) 本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)

(3) お薬手帳(ある方のみ)

※(1)、(2)を忘れた場合は、接種を受けることができません。

## 【6 1回目・2日目のワクチン接種をしていない方】

3回目接種期間に1回目・2日目の接種も受けることができますので、希望の方はコールセンターへお問い合わせください。

## 【7 デマンドタクシーのご案内】

自宅から接種会場(接種医療機関)まで「デマンド型乗り合いタクシーふれあいタクシー」を無料でご利用できます。ご希望の場合は前日の午後3時までにゴリラタクシー(538-2333)に「ワクチン接種のために利用する」と伝えてご予約ください。

## 【8 住所地外接種届(※接種券が届いてから申請)】

接種は、住民票のある市町村の会場で受けることになっていますが、住所地外接種会場で受ける場合は、事前に「住所地外接種券届」の申請が必要です。詳しくは健康増進係へお問い合わせください。

## 5歳～11歳の方の新型コロナワクチン接種について 【問い合わせ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

5歳～11歳の方も新型コロナワクチン接種ができるようになりましたので、3月中旬から実施します。接種会場は町内の他に福島市での福島圏域広域連携集団接種があります。

詳しい日程は接種券に同封していますのでご確認ください。

なお、「接種券」は11歳（平成22年5月生まれ）の方から順次発送します。接種の際は、必ず保護者の同伴をお願いします。かかりつけ医での接種を希望する方は、かかりつけ医にご相談ください。慢性呼吸器疾患や慢性心疾患などの基礎疾患のあるお子さんは、かかりつけ医と相談し、早めの接種を希望する場合はコールセンター（024-597-6321）へご連絡ください。

### 1 対象者

川俣町に住民票がある5歳～11歳の方。

### 2 接種日程・予約方法

令和4年3月中旬から。詳しい日程および予約方法については、接種券に同封して郵送します。

### 3 接種会場

町内の会場で、個別接種または集団接種を実施し、福島市での会場で、福島圏域広域連携集団接種を実施します。

町内会場 ・集団接種（川俣町保健センター）  
・個別接種（むとうこどもクリニック）

福島市会場 ・NCV ふくしまアリーナ（福島市霞町4-45）

### 4 使用するワクチン

ファイザー社小児用ワクチン（3週間の間隔をあけて2回接種します。）

※ ワクチンについての説明書を接種券に同封しますので、必ずご確認ください。



## 健康いきいきフェスティバル延期のお知らせ 【問い合わせ先：保健福祉課地域福祉係 内線1402】

3月5日（土）に開催予定でした「川俣町いきいきフェスティバル」は非常事態宣言の期間延長に伴い、開催日時を下記のとおり延期となりました。

### 1 開催日時

令和4年3月19日（土）

午前10時00分～12時30分（受付は9時30分まで）

### 2 予約締切

令和4年3月7日（月）

### 3 予約先

NPO法人かわまたスポーツクラブ TEL：080-6056-1777 FAX：565-3932  
または、保健福祉課地域福祉係までお問い合わせください。



## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のお知らせ 【問い合わせ先：町民税務課税務係 内線1302】

川俣町では家計急変世帯（令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、世帯員全員のそれぞれの年収見込額が、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯）の申請を受付しています。申請書類については、川俣町ホームページでご確認いただくか、町民税務課税務係（役場3番窓口）までお越しください。

URL：<https://www.town.kawamata.lg.jp/site/covid19/jyuminzeihikazeisetai.html>



# 医療・福祉事業者支援一時金について

【問い合わせ先：保健福祉課地域福祉係 内線1402】

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による住民の不要不急の外出自粛により直接的、または、間接的（取引の減少等）影響を受け、売上が減少した医療・福祉事業者（医療機関、老人福祉・介護事業者、障害福祉事業者、柔道整復・はり・きゅう・あんま等の療術業事業者）の皆様を対象に一時金を支給します。

## 1. 支給対象者

川俣町内に事業所を有する者で、支給要件を満たし下表の事業を営む事業者が対象となります。

対象業種	医療業、社会保険・社会福祉・介護事業
------	--------------------

## 2. 支給要件及び支給額

補助判定月	令和3年7月から令和3年10月まで。
減収率	補助判定月のうち <u>一月でも前年もしくは前々年同期比15%以上</u>
給付額	<u>賃貸物件 50万円</u> <u>自己所有 20万円</u> ※パート労働者を除く <u>従業員が5人以下の事業者</u> が対象です。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>納期の到来した町税等を完納していること。</li> <li>暴力団等の反社会勢力との関係を有していない事業者であること。</li> </ul>

## 3. 受付期間・場所

期間：令和4年1月4日（火）～令和4年3月31日（木）

場所：保健福祉課地域福祉係



## 4. 申請書配布場所

役場保健福祉課窓口

# 売上の減少した中小事業者に対する一時金について

【問い合わせ先：産業課商工交流係 内線1505】

福島県では、令和4年1月に発出されたまん延防止等重点措置に伴う、営業時間短縮要請に協力した飲食店や、新型コロナウイルス感染症の拡大、長期化により影響を受けた事業者に一時金を給付しております。

対象者	令和4年1月に発出された時短要請に応じた飲食店	福島県内の中小事業者 （個人事業者を含む）
交付要件	①福島県内に対象店舗を有すること ②令和4年1月30日～令和4年2月21日までの期間時短営業すること（時短営業ではなく休業した場合も対象となります。） ③店舗において時短営業の掲示をしていること。（酒類提供の有無・提供時間等の掲示も含む。）	令和4年1月または2月の売上高が基準月と比較して30%以上減少していること。 ※基準月 2019年1月または2月 2020年1月または2月 2021年1月または2月
申請受付期間	令和4年4月15日（金）まで インターネット申請または郵送。 （簡易書留など追跡できる方法のみ）	令和4年4月28日（木）まで インターネット申請または郵送。 （簡易書留など追跡できる方法のみ）
提出先	〒960-8403 福島市中町1-19 福島中町郵便局留 福島県休業協力金事務局 行	〒960-8403 福島市中町1-19 福島中町郵便局留 福島県一時金事務局 行
申請書の配布場所	① 川俣町役場産業課 ② 川俣町商工会	

交付額	<p><b>ふくしま感染防止対策認定店</b>  A：酒類の提供：20時まで（営業時間：21時まで）  1日当たりの売上高に応じて2.5万円～7.5万円/日  1日当たりの売上高減少額×0.4 または1日当たりの売上高×0.3（1日当たりの上限は20万円）  B：酒類の提供：終日停止（営業時間：20時まで）  1日当たりの売上高に応じて3万円～10万円/日  1日当たりの売上高減少額×0.4  （1日当たりの上限は20万円）  <b>非認定店</b>  B：酒類の提供：終日停止（営業時間：20時まで）  1日当たりの売上高に応じて3万円～10万円/日  1日当たりの売上高減少額×0.4（1日当たりの上限は20万円）</p>	一律20万円 （1事業者につき1回限り）
問い合わせ先	<p>福島県協力金コールセンター  024-521-8572 毎日9時30分～17時30分</p>	

## 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業者支援一時金について 【問い合わせ先：産業課商工交流係 内線1505】

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による住民の不要不急の外出自粛により直接的、または、間接的（取引の減少等）影響を受け、売上が減少した事業者の皆様を対象に一時金を支給します。

### 1. 支給対象者

川俣町内に店舗を有する者で、支給要件を満たし、下表の事業を営む事業者が対象になります。

対象業種ア （自動車運送業）	一般乗用旅客自動車運送業 一般貸切旅客自動車運送業
対象業種イ （卸売・小売・飲食店等）	繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、その他の卸売業 各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、その他の小売業、宿泊業、飲食店、洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業

### 2. 支給要件及び支給額

補助判定月	<b>令和3年7月</b> から <b>令和3年10月</b> まで
減収率	補助判定月のうち <b>一月でも前年もしくは前々年同月比15%以上</b>
給付額	<p>ア バス・タクシー <b>1台あたり10万円</b>  ※<b>保管場所が川俣町内となっている車両</b>が対象です。  イ 卸売・小売・サービス業等 <b>賃貸物件50万円</b>  <b>自己所有20万円</b>  ※パート労働者を除く<b>従業員が5人以下の事業者</b>が対象です。</p>
その他	<p>1. 納期の到来した町税等を完納していること。  2. 暴力団等の反社会勢力との関係を有していない事業者であること。</p>

### 3. 受付期間・場所

期間：令和3年11月2日（火）～ 令和4年3月31日（木）  
場所：産業課商工交流係（予約制）

### 4. 申請書配布場所

- ① 役場産業課窓口（町ホームページからも入手可能です。）  
<https://www.town.kawamata.lg.jp/site/covid19/korona-jigyousyasien.html>
- ② 川俣町商工会
- ③ 町内各金融機関

